

「金沢大学附属図書館資料の不用決定及び処分に関する要項(平成31年3月14日一部改正)」

第3条及び第10条で不用とする資料の判断基準

平成31年4月1日 附属図書館長決定

	条文	不用とする例(判断基準)
(4)	資料の内容が逐次改訂され、又は改訂版等により利用価値を失ったとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・版が異なっても内容は同じ資料 (「版」が「刷」の意味で使われているもの、「新装版」など体裁だけが違うもの) ・最新の学術的知見が重視され、頻繁に内容が改定されることの多い分野の旧版 (資料の内容が古く、利用価値を失っていることが明らかかな場合は、改訂版等の所蔵は前提としない。) <p>※不用としない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料内容が古く、利用価値は失われているが、研究史的に価値のあることが明らかなもの ・北陸3県の住宅地図、旅行ガイドなど歴史的価値が出ると思われる郷土資料
(5)	短期間の利用を目的として取得された資料で、利用価値を失ったとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・娯楽書、実用書 ・各種試験問題集、学習参考書、語学学習書、大学の講義で使用するリーダー類 ・コンピュータや特定のソフトウェアのマニュアル ・語学学習系、娯楽系、就職活動・資格試験系、IT系の雑誌
(6)	当該資料の代替となる資料が整備され、かつ、保存の必要がないと認めるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン利用が可能な二次資料(書誌・目録・索引・抄録データベース)の冊子版 ・本学及び国立情報学研究所がアーカイバルアクセス権をもつ電子ジャーナル及びその冊子版 ・機関リポジトリやインターネット上で公開されている学術資料の冊子版 ・複製本の原本 ・既に3館のいずれかに配架済で使用可能なものが存在する研究室からの返納資料
(7)	長期にわたる頻繁な使用若しくは管理上の不測の事故により汚損若しくは破損がはなはだしく、使用に耐えないとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・補修を行うことが不可能なとき、又は補修に要する費用が当該資料の購入費等より高価であるとき
(10)	その他、物品管理部局責任者が除籍を適当と認めるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・督促等を行っても返却期限から10年以上経過しても返却されない資料 ・「教員の転出に伴う図書館資料の無償譲渡に関する要項」に該当する資料